

「岩手県文化芸術振興指針（改訂版）」（素案）の主な改訂概要

＜改訂に係る考え方＞

下記の3点を適切に反映し、改訂を行うこと。

- 1 過去5年間の主な取組成果、課題、審議会委員意見、意見交換会等の意見、県民意識調査の結果
- 2 過去5年間の社会経済情勢の変化、県の施策
東日本大震災津波の影響、平泉の世界文化遺産登録の効果、「あまちゃん」の放送とその情報発信力、ILC（国際リニアコライダー）の実現
- 3 上記1及び2から検討した「追加・修正の観点」

主な施策方向	追加・修正の観点	区分
(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	① 県内外への情報発信力の強化	拡充
	② 多様化する情報発信手段・手法への対応	新規
(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備	③ 岩手県文化芸術コーディネーターの活用	拡充
	④ 若者文化・新しい文化芸術分野への支援	新規
	⑤ 文化芸術業務の運営・企画能力を有する人材の育成	新規
(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	⑥ 子ども・若者の「感動する・活躍する」機会の提供	継続
	⑦ 伝統・生活文化の次世代への確実な継承	継続
	⑧ 被災地における文化芸術復旧の支援	新規
(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	⑨ 文化芸術活動支援ネットワークの形成	継続

以下の【PO】は、全文新旧対照表（資料4）の該当ページであること。

1 「I 岩手県文化芸術振興指針の趣旨等」（旧：岩手県文化芸術振興指針の策定の目的等）

(1) 前文 【P2】

平成20年3月の「岩手県文化芸術振興基本条例」（条例）の制定、同年12月の「岩手県文化芸術振興指針」（指針）の策定、今回の指針改訂までの流れを時系列に説明。

(2) 「1 指針改訂の趣旨等」

ア 「(1) 指針策定の目的」 【P2】

条例制定時の理念・考え方、岩手の文化芸術の価値等を踏まえた指針策定の目的について説明。

イ 「(2) 指針改訂の趣旨と経緯」 **今回追加** 【P2～5】

(ア) 平成21年からの5年間における施策の検証、社会経済情勢等の変化等を踏まえた上で指針を改訂する（新たな施策方向を定める）ことを説明。

(イ) 指針改訂に係る考え方について説明

(2) 「2 対象とする文化芸術の範囲」～「5 文化芸術振興の基本理念と方策」 【P5～7】

条例に対応する記載部分に、条例の条番号を付したこと。（例：[第〇条]）

(3) 「5 文化芸術振興の基本理念と方策」 【P6】

「時間的特徴」の欄に、少子化と人口減少について追記したこと。

2 「Ⅱ 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点」 【P8】

(制定以降改正のない) 条例の前文を説明したものであるため、**改訂なし**。

ただし、冊子においては、条例引用部分をゴシック体とし、引用部分をわかりやすくすること。

◎ 以下第Ⅲ章～第Ⅴ章において、下線部分は前回(第18回)審議会からの変更(加除修正)箇所を示すものであること。

3 「Ⅲ 各分野の目指すべき姿と課題の解決」

(1) 前文 【P10】

現状把握等の方法について、意見交換会や地域説明会での意見に加え、第1期目標設定期間の検証、社会経済状況等の変化、審議会委員意見を参考とした旨を追加。

(2) 文化芸術の各分野

ア 各分野共通事項

(ア) 第1期の県施策等の成果と課題、5年間の社会経済状況等の変化、審議会委員意見、県民意識調査(アンケート)、9月に開催した意見交換会での意見などから抽出した事項を反映

→ 県文化芸術コーディネーターの設置、東日本大震災津波の影響など

(イ) 見出し番号の整理を行ったこと

例：1)、2)→ア、イ (※以降、第Ⅳ章・第Ⅴ章も同じ)

イ 「1 芸術・芸能分野」 【P10～13】

(ア) 「(1) 主な現状と課題」 【P10・11】

前文において、芸術・芸能の素晴らしさを「感じる」対象を、県民から県外(の人々)に拡大。

また、下記の事項について追記し、所要の整理を行った。

○ 公演や活動についての情報が少ない・見つけにくいこと。

○ 企画の立て方・進め方等、どのように活動しているかわからない(といった声もあること)

○ (子ども達の)学年・年齢が上がるごとにつれ、文化芸術に触れる・活動する機会が少なくなること。

○ 次代の担い手・若者等が多く鑑賞・参加する芸能・芸術分野の発表の場等が少ないこと。

○ 各地域・各市町村内において、文化芸術団体・活動者等の話し合いの場が少ないこと。
など

(イ) 「(3) 5年で達成すべき目標とその対策」 【P12・13】

情報発信手段の充実化、行政広報誌等の活用、被災地への支援などについて追記

ウ 「2 伝統文化分野」 【P13～16】

(ア) 「(1) 主な現状と課題」 【P13・14】

下記の事項を追記し、所要の整理を行った。

○ 平泉の世界文化遺産登録の効果がある一方、住んでいる伝統文化への理解・関心が低

い傾向も見られること

- 指導者の高齢化と技術を受け継ぐ活動者の減少 など

(イ) 「(3) 5年で達成すべき目標とその対策」 【P15・16】

伝統文化の映像ファイル化・データベース化、被災地への支援などについて追記

エ 「3 生活文化分野」 【P16～18】

(ア) 「(1) 主な現状と課題」 【P16・17】

前文において、生活文化の重要性を強調した。

また、下記の事項を追記し、所要の整理を行った。

- 「あまちゃん」の放送により、地域の生活文化が見直される一方、生活文化に関する尊重・関心の意識が低い状況もある。

- 生活文化の活動団体（茶道・華道など）においても、参加者数の減少や活動場所・発表の機会が少ないといった声も聞かれること

など

(イ) 「(3) 5年で達成すべき目標とその対策」 【P17・18】

生活文化を指導・行政広報誌等の活用、伝承する人材の活用等を追記

オ 「4 景観」 【P18～20】

(ア) 「(1) 主な現状と課題」 【P18・19】

景観保全等の活動の機会や情報が見つげにくい、といった意見を反映

(イ) 「(3) 5年で達成すべき目標とその対策」 【P19・20】

行政広報誌等の活用、被災地におけるまちづくりや景観形成について追記

4 「IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向」

(1) 共通事項

ア 4つの「主な施策方向」のキーワード（「彩る」「楽しむ」「育む」「つなぐ」）を削除（※第V章においても同じ）

イ 「指針改訂への追加・修正の観点」の9項目を反映

(2) 4つの「主な施策方向」における改訂事項等

ア 施策方向(1)：日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

(ア) 施策方向のポイント・趣旨について 【P21・22、P24・25】

下記の事項を追記した。

- 情報発信のベクトルについて、外国を含めた県内外への視点を取り入れたこと【P21】
- 本県の文化芸術を多くの人々に紹介し、素晴らしさを理解・見直していただくこと【P21】
- 交流を生み出し地域振興に役立てていくこと【P21】
- 情報発信手段・手法の充実化【P24】
- 「岩手らしさ」といったアイデンティティーの確立の必要性【P24】

(イ) 主な施策方向・内容について 【P24・25】

下記の事項を追記した。

- 「平泉の文化遺産」の普遍的価値・理念への理解、継承等のための情報発信
- 多様な情報発信手段の活用
- 行政広報誌、生活情報誌等の活用
- 本県への誘客、震災復興のPR、国際文化交流の進展等を目的とした海外への情報発信
- 文化施設・文化芸術団体等からの情報発信力強化

なお、下記の事項は削除した。

- 自由に発表し、参加できる文化芸術情報の発信の実現（→指針策定当初、県文化芸術ホームページに活動者用の掲示板を設置する想定で記載されていた事項）

イ 施策方向(2)：文化芸術と県民との交流支援体制の整備

(ア) 施策方向のポイント・趣旨について 【P22、P24】

下記の事項を追記した。

- 文化芸術の担い手（活動者）と支え手（鑑賞者）両方のマッチングと育成【P22】
- 県民の幅広い層における鑑賞機会の充実・拡大【P24】

(イ) 主な施策方向・内容について 【P26・27】

- i 岩手県文化芸術コーディネーターの「設置」に関する事項を削除し、機能強化をメインとして追記
- ii 下記の事項について追記した。
 - 若者等が多く参加・鑑賞する文化芸術分野、ポップカルチャー等の振興
 - 文化芸術関係者のアートマネージメント能力向上について

ウ 施策方向(3)：豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

(ア) 施策方向のポイント・趣旨について 【P22・23、P28】

下記の事項を追記した。

- 文化芸術を理解し、楽しみ、参加していく人材を育てていくこと【P23】
- 幼少時より岩手の文化芸術に触れることは地域を愛する心の醸成等につながること【P28】

(イ) 主な施策方向・内容について 【P28～30】

下記の事項を追記した。

- 文化活動の成果発表や団体備品等への助成など文化振興基金の活用による支援
- 中学生・高校生等への国内外の優れた芸術作品についての学習機会の提供
- 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
- 県立美術館、県立博物館による県内各地の普及活動
- 郷土文化・生活文化を活用する人材育成等による地域づくり支援
- 県民の「平泉の文化遺産」の価値等と郷土に対する誇り・愛着の醸成・伝承
- 震災により被災した文化芸術の人・もの・活動等に対する支援

エ 施策方向(4)：文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

(ア) 施策方向のポイント・趣旨について 【P23・30】

下記の事項を追記した。

- 文化芸術以外の分野（観光、教育、福祉等）との協力・連携による相乗効果の視点の重要性【P30】

(イ) 主な施策方向・内容について 【P30～32】

下記の事項を追記した。

- 各地域における岩手県文化芸術コーディネーターを核とした「文化芸術活動支援ネットワーク」の形成
- 文化芸術以外の分野（観光、教育、福祉等）との協力・連携体制の構築
- （雇用者等が）文化芸術活動に参加しやすくなるための環境の整備

(3) 各活動主体の主な役割について【P32～37】

ア 文化芸術活動団体 【P32】

下記の事項を追記した。

- 自発性・創造性を発揮し、特色ある活動の展開への期待

- 他の文化芸術団体や文化施設、文化芸術以外の分野の団体との連携・協力への期待

イ 地域（地域住民） 【P32・33】

- 地域の文化の主役は地域住民であることを強調
- 一人ひとりが生活文化の担い手であることを追記

5 「V 5年後の姿と実施効果の評価」

4つの「主な施策方向」の評価項目において、下記のとおり改訂を行った。

(1) 施策方向(1)：日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 【P40・41】

ア 改訂・統合した項目

改訂前	改訂後
1) 文化芸術に関するホームページが歳時的に網羅され、使いやすいものとなっているか	ア 岩手の文化芸術に関するホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画サイトなどが増え、併せてフォロワーやアクセス数が増えているか
2) 岩手の文化芸術を広く紹介する冊子が各地図書館等に配架され、利用可能か	イ <u>行政広報誌・生活情報誌などで、岩手の文化芸術情報が広く提供されているか</u>
3) 文化芸術の映像記録が計画的になされ、記録のないまま途絶えたものがないか 4) 公的に作成した映像記録が、広く県民が活用できる状態にあるか	(統合) ウ <u>文化芸術の映像記録が継続的になされ、広く県民が活用できる状態にあるか</u>

イ 追加した項目

- 平泉の文化遺産の構成資産等やそれらに込められた普遍的価値・理念について、市町村や関係団体等との連携及び協力により総合的に情報提供されているか

ウ 削除した項目

- ホームページ上で文化芸術団体や活動者、施設等からの発信ができているか
- 県の文化芸術発信のホームページのアクセス数が伸びているか

(2) 施策方向(2)：文化芸術と県民との交流支援体制の整備 【P41】

ア 改訂・統合した項目

改訂前	改訂後
1) 各広域圏に、適任のアドバイザーが配置され活用されているか	ア 各広域圏の県文化芸術コーディネーターの活動実績が増えているか
2) 文化芸術の鑑賞者数が増えているか	イ 文化芸術の催事数が増えているか
3) 各地域の文化芸術活動への参加者は増えているか 4) 各地域の文化芸術活動団体数は増えているか	ウ 各地域の文化芸術活動への参加者数・文化芸術活動団体数は増えているか

イ 追加した項目

- 若者等が日頃培った文化芸術を発表する機会や活躍の場が増えているか
- 各地域において、アートマネジメント力向上に向けた取組（研修会の開催やアートマネージャー育成事業など）が行われているか

ウ 削除した項目

- 各地域において、文化芸術団体と地域との交流会が開催されているか

(3) 施策方向3：豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援 【P41・42】

ア 改訂・統合した項目

なし

イ 追加した項目

- 平泉の文化遺産に対する県民等の理解と関心が深まり、フォーラム等の参加者数が増えているか
- 沿岸被災地において、活動を再開している文化芸術団体や活動者は増えているか
- 学校教育や地域活動の中で、地域の景観への愛着や誇りを育むための取組・活動が行われているか

ウ 削除した項目

- 民俗芸能団体のネットワークが形成され、民俗芸能全体の活性化につながっているか

(4) 施策方向4：文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成 【P42】

ア 改訂・統合した項目

なし

イ 追加した項目

- 文化芸術団体と他の分野の団体による協働が行われているか
- 行政機関、住民、団体などが協働し、地域住民主体の景観形成・まちづくり活動が行われているか

ウ 削除した項目

- 文化芸術活動に対する支援量（金額・人数等）は増えているか
- 文化芸術活動を行う際必要な場所等の確保が困難なケースが減っているか
- 行政機関（市町村・県・公的機関等）相互の連絡調整体制が強化されているか